

## 2-4.関連法の改正(国の動向)や上位・関連計画を踏まえた緑の方向性

---

本プランの策定にあたり、近年の関連法（国の動向）や上位・関連計画を踏まえた緑の方向性を以下のとおり、整理します。

### (1)関連法の改正(国の動向)

#### ■都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 26 号)

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、うるおいのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難地としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくための都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が、平成 29（2017）年に施行されています。

#### ① 都市緑地法改正(平成 29 年 6 月/平成 30 年 4 月施行)

都市における緑地の保全及び緑化を一層推進することにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として、以下のような都市緑地法の改正が行われています。

- ◆緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充
- ◆市民緑地認定制度の創設
- ◆緑化地域制度の改正
- ◆緑地の定義への農地の明記
- ◆緑の基本計画の記載事項に都市公園の管理の方針等を追加

#### ② 都市公園法改正(平成 29 年 6 月/平成 30 年 4 月施行)

新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するため、以下のような都市公園法の改正が行われています。

- ◆公募設置管理制度（Park-PFI）の創設
- ◆PFI事業の設置管理許可期間の延伸
- ◆保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）
- ◆公園の活性化に関する協議会の設置
- ◆都市公園の維持修繕基準の法令化

### ③ 生産緑地法の改正(平成29年6月/平成30年4月施行)

現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区の保全を図るため、以下のような生産緑地法の改正が行われています。

- ◆生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市町村が条例で引き下げ可能に(300㎡)
- ◆生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置が可能に
- ◆特定生産緑地制度の創設(買取申出期間の延長が可能に)

## (2) 上位・関連計画における都市づくりの方向性

本市では、令和4(2022)年に「第六次鹿児島市総合計画」、「第二次かごしま都市マスタープラン」、「第二次鹿児島市生物多様性地域戦略」等をそれぞれ策定し、都市づくりの方向性を示しています。

今回、特に関連の深い3つの計画の都市づくりの方向性のうち、緑に関わる部分を以下のとおり、整理します。

### ① 第六次鹿児島市総合計画

【都市像】 つながる人・まち 彩りあふれる 躍動都市・かごしま

#### 【基本目標】

1. 信頼とやさしさのある 共創のまち
2. **自然と都市が調和した うるおいのあるまち**

(関係部分抜粋)

● **生物多様性の保全・活用や水と緑豊かな美しいまちづくりに取り組み、人と自然が共生し、うるおいと安らぎを感じられる環境を整えます。**

3. 魅力にあふれ人が集う 活力あるまち
4. 自分らしく健やかに暮らせる 安心安全なまち
5. 豊かな個性を育み未来を拓く 誇りあるまち
6. 質の高い暮らしを支える 快適なまち

#### 【基本目標別計画】

##### 基本施策

1. ゼロカーボンシティかごしまの推進
2. 循環型社会の構築

### 3. 人と自然が共生する都市環境の構築

豊かな生物多様性のもと、人と自然がふれあうまちを創ります

- I 生物多様性の保全と活用
- II 緑の保全と花や緑の充実
- III 公園緑地の充実

#### 4. 生活環境の向上

## ② 第二次かごしま都市マスタープラン

### 【基本理念】

#### ◇成熟した持続可能な都市づくり

「都市経営」の観点から、都市の活力を生み出す取組を進め、「成熟した持続可能な都市づくり」を目指します。

#### ◇多様な主体による協働の都市づくり

「地域共創」の観点から、地域の価値を向上させる取組を進め、「多様な主体による協働の都市づくり」を目指します。

### 【基本目標】

- ▶コンパクトで暮らしやすい都市
- ▶快適で移動しやすい都市
- ▶にぎわいと活力のある都市
- ▶安心・安全な都市
- ▶**自然・歴史・文化を生かした都市**

人と自然が共生する都市環境の構築や魅力あふれる鹿児島らしい景観づくりを進め、「自然・歴史・文化を生かした都市」を目指します。

### 【基本方針】

1. 良好な都市景観の形成
2. **緑豊かなうるおいのある都市環境の形成**
3. **自然環境の保全・活用**
4. ゼロカーボンシティかごしまの実現

## ③ 第二次鹿児島市生物多様性地域戦略

### 【2050年の望ましい将来像】

多様な生きものが棲む多様な自然環境が広がり、生物多様性が育む恵みに感謝し、自分たちの世代で使い果たしてしまうことなく、持続可能な方法で節度ある利用と保全・維持に努め、将来の世代へ大切に引き継いでいる自然共生社会。

【2031年度の鹿児島市の姿】

人々は、生物多様性の意味や価値、その恵みを実感しており、将来に向かって持続的に恵みを享受していくため、さまざまな主体が連携・協働して生物多様性の損失を止めるための取組を進めている。

【基本方針】

**1. 生物多様性を支える自然環境の保全・育成**

- ・生きものの生息・生育の場を守り育む
- ・生態系をつなげ機能を高める
- ・親しまれている自然や貴重な生きものを保全する
- ・生物多様性へ影響を与える要因を取り除く

**2. 生物多様性を支える活動の促進**

- ・行動する人を育む
- ・連携・協働して取り組む
- ・情報を集積し発信する

**3. 生物多様性の恵みの活用**

- ・自然とふれあう
- ・暮らしに活かす
- ・観光・産業資源として活かす

(3)法改正(国の動向)及び上位・関連計画を踏まえた緑の方向性

**■地域社会を支える多様な主体による協働・共創の推進**

(都市緑地法、第六次鹿児島市総合計画)

- ・市民、事業者、NPO法人等の多様な主体が課題を認識し、協力しながら一体的に取り組めるよう「地域共創」の視点を取り入れた多様な主体による協働・共創の緑化の推進。
- ・緑の担い手となる民間主体との協力体制の確立による緑地の保全と育成など。

**■緑の保全や公園緑地等の充実による緑豊かな、うるおいのある都市環境の形成**

(第六次鹿児島市総合計画、第二次かごしま都市マスタープラン等)

- ・緑豊かな環境を次世代に継承していくため、都市内に残る緑の保全や新たな緑の創出など、花と緑で彩るまちづくりの推進。
- ・自然環境が持つ多様な機能を活用したグリーンインフラの推進。
- ・利用者の視点に立った多様なニーズに対応するため、公園緑地の調和のとれた配置・拡充や施設のバリアフリー化などすべての人にとって利用しやすい公園づくりの推進。

### ■人口減少等に対応するための「都市経営」の視点を取り入れた緑のまちづくり

(第二次かごしま都市マスタープラン)

- ・「成長・拡大の都市づくり」から「成熟・持続可能な都市づくり」への転換を図り、人口減少・超高齢社会が進行する中においても、今後の時代の変化に対応し、将来にわたって健全な暮らしが可能となるよう「都市経営」の視点を取り入れた緑のまちづくり。

### ■生物多様性の保全や地球温暖化の緩和・適応に資する自然環境の保全と活用

(第六次鹿児島市総合計画、第二次鹿児島市生物多様性地域戦略等)

- ・生物多様性を保全し、自然共生社会を築くための市民や事業者等との連携による自然環境の保全や自然とのふれあいの創出、持続可能な利用などの推進。
- ・地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和・適応のための、森林整備等によるCO<sub>2</sub>の吸収源対策やまちづくりと連携したCO<sub>2</sub>削減などによるゼロカーボンシティかごしまの推進。

### ■民間の創意工夫や新たな活用による緑の魅力向上と機能増進(都市公園法)

- ・民間事業者によるカフェやレストラン等の設置など、公共還元型の収益施設の設置管理制度を活用した、公園施設の維持管理の軽減や魅力の向上。
- ・都市公園本来の機能を確保しつつ、保育所等への土地の有効活用を図ることによる公園機能の増進。